

日本嫌気性菌感染症学会賞および奨励賞

日本嫌気性菌感染症学会は優秀な研究に対し以下の賞を授与する。

第1条 学会賞

- 1) 学会賞には日本嫌気性菌感染症学会賞と日本嫌気性菌感染症学会奨励賞の2種類がある。
- 2) 日本嫌気性菌感染症学会賞は本会の最高の賞であり、日本嫌気性菌感染症学会の発展に寄与し、国内外で評価の高い名誉会員以外の日本嫌気性菌感染症学正会員に対して授与する。日本嫌気性菌感染症学会奨励賞はレフリー制度が確立している雑誌に英文で発表された論文（原則として原著論文）に対して授与する。
- 3) いずれの賞も賞状ならびに副賞よりなる。
- 4) 日本嫌気性菌感染症学会賞は学術集会時に受賞式を行う。日本嫌気性菌感染症学会奨励賞受賞者は学術集会において授賞式・受賞講演を行う。

第2条 学会賞の選考

日本嫌気性菌感染症学会賞および日本嫌気性菌感染症学会奨励賞は下記の要領により選考される。

- 1) 日本嫌気性菌感染症学会賞・奨励賞選考委員会にて選考する。選考委員長は、選考過程を理事会で報告し承認を得た後に受賞者に連絡する。
- 2) 日本嫌気性菌感染症学会奨励賞は、レフリー制度が確立している雑誌に英文で発表された論文（原則として原著論文）の著者（原則として、筆頭著者、第2著者、責任著者、最終著者であることが望ましい）で論文発表時に日本嫌気性菌学会会員であり受賞式の時点で継続して者が候補となる。受賞研究は個人研究または共同研究のいずれでも良い。
- 3) 該当者がいない場合は、その年度の受賞決定を見送る場合がある。

日本嫌気性菌感染症学会賞の選考

- 1) 日本嫌気性菌感染症学会の発展に寄与し、国内外で評価の高い日本嫌気性菌感染症学会員である研究者に対して授与する。
- 2) 理事・幹事・監事は、理事・幹事・監事2名以上の推薦状を添付して日本嫌気性菌感染症学会賞・奨励賞選考委員会に提出することができる。

日本嫌気性菌感染症学会奨励賞の選考

- 1) 対象となる論文は、当該前年7月～当該年6月までにレフリー制度が確立している雑誌に英文で発表された論文（原則として原著論文とする）であり、その論文の著者（筆頭著者、第2著者、責任著者、最終著者であることが望ましい）で論文発表時に日本嫌気性菌学会会員であり受賞式の時点で継続して者が候補となる。
- 2) 各年度9月末日までに奨励賞に募集に応募（自薦・他薦いずれも可）した者および選考委員会で調査した論文の中から選考委員会において選考される。
- 3) 応募者（自薦・他薦いずれも可）は当該論文の別刷を6部（コピー可）、日本嫌気性菌感染症学会賞・奨励賞選考委員会選考委員長宛に年度ごとに定める日時までに日本嫌気性菌感染症学会事務局まで提出する。
- 4) 日本嫌気性菌感染症学会賞・奨励賞選考委員会が独自に調査した論文も対象とする。

第3条 日本嫌気性菌感染症学会賞・奨励賞選考委員会

- 1) 委員は5名以内とし、理事長が委嘱する。理事長はオブザーバーとして選考委員会に出席することができる。
- 2) 選考委員会委員長は委員の互選によって決定する。選考委員長は選考委員会を招集する。
- 3) 委員の任期は理事長の任期に準じ、原則として2年とするが、再任は妨げない。